

はじめに

当冊子では、保険金・給付金などのご請求やお支払いについて、お手続きの流れや、保険金・給付金をお支払いできる場合・お支払いできない場合の代表的な事例を紹介しております。

ご契約の保険種類・ご加入時期等により、お取扱いが異なる場合がありますので、ご契約の際にお渡しした「ご契約のしおりー約款」とあわせてご確認ください。

なお、当冊子は「保険証券」、「ご契約のしおりー約款」とともに大切に保管しご利用ください。

当冊子における、「保険金・給付金」とは、お亡くなりになった場合や、入院・手術などのお支払い事由に該当したことにより対象となる保険金・給付金をいいます。  
(あらかじめ定められた日に生存されていることをお支払い事由とする保険金・給付金・年金は含みません。)

| ●主な保険用語       |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約者           | 保険会社と保険契約を結び契約上のいろいろな権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料払込義務)を持つ人のことをいいます。               |                                                                                                                                                                                                                       |
| 被保険者          | 生命保険の対象として保険がつけられている人のことをいいます。                                               |                                                                                                                                                                                                                       |
| 保険金           | 被保険者の死亡・所定の高度障がい状態・所定の要介護状態・所定の特定要介護状態・所定の障がい状態・特定疾病のときなどにお支払いするお金のことです。     | 失効<br>猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなく、契約の効力が失われることをいいます。                                                                                                                                                                          |
| 給付金           | 災害により身体に障がいが生じたとき、災害もしくは疾病により入院されたとき、退院後に通院されたとき、手術を受けられたときなどにお支払いするお金のことです。 | 復活<br>失効した契約を、効力のある状態に戻すことをいいます。                                                                                                                                                                                      |
| 保険金受取人        | 保険金を受け取る人のことをいいます。                                                           | 告知義務と告知義務違反<br>契約者と被保険者は、契約のお申込み、復活または復旧をされるときに、現在の健康状態や職業、過去の病歴など、当社がおたずねする重要なことがらについて当社にご報告いただく義務があります。これを「告知義務」といいます。<br>その際に、事実が告げられなかったり故意に事実を曲げて告げることを告知義務違反といえます。告知が正しくされない場合、当社は告知義務違反として契約を消滅させること(解除)ができます。 |
| 約款            | 契約についてのとりきめを記載したものです。                                                        | 条件<br>お申込みの際の告知または診査の内容により、健康状態などに応じて契約に付加される条件のことをいいます。                                                                                                                                                              |
| 保険料           | 契約者が保険会社に払い込むお金のことです。                                                        | 解除<br>告知義務違反等により契約の全部または一部を消滅させることをいいます。                                                                                                                                                                              |
| 責任開始時(責任開始の日) | 申し込まれた契約の保障が開始される時を責任開始時といい、その責任開始時を含む日を責任開始の日といいます。                         | 支払事由<br>約款で定める、保険金・給付金などをお支払いする事由のことをいいます。                                                                                                                                                                            |
|               |                                                                              | 免責事由<br>約款で定める、保険金・給付金などをお支払いしない事由のことをいいます。                                                                                                                                                                           |

ご不明な点がございましたら、三井生命お客様サービスセンター (☎ 0120-318-766) または担当者までお問合せください。

当冊子の構成

ご請求の対象となる保険金・給付金について

|                             |   |                              |      |      |
|-----------------------------|---|------------------------------|------|------|
| 被保険者がお亡くなりになった              | → | 死亡保険金とは                      | ………  | P.7  |
| 不慮の事故でお亡くなりになった             | → | 災害死亡保険金とは                    | ………  | P.8  |
| お亡くなりになる前に入院をされていた          | → | 入院給付金とは                      | ………  | P.22 |
| お亡くなりになる前に手術を受けられていた        | → | 手術給付金とは                      | ………  | P.27 |
| 身体障がい状態になられた                | → | 高度障がい状態をお支払い事由とする保険金とは       | ………  | P.10 |
| 病気が原因で障がい状態になられた            | → | 疾病障がい状態をお支払い事由とする保険金とは       | P.15 |      |
| 不慮の事故が原因で障がい状態になられた         | → | 不慮の事故による障がい状態をお支払い事由とする保険金とは | P.17 |      |
|                             | → | 障がい給付金とは                     | ………  | P.35 |
| 身体障害者手帳の交付を受けた              | → | 身体障害者手帳の交付をお支払い事由とする保険金とは    | P.18 |      |
| 余命6カ月以内と判断された               | → | リビング・ニーズ特約による保険金とは           | ………  | P.9  |
| 要介護状態になられた、または要介護認定を受けた     | → | 要介護状態または要介護認定をお支払い事由とする保険金とは | P.19 |      |
| 特定要介護状態になられた                | → | 特定要介護状態をお支払い事由とする保険金とは       | P.21 |      |
| 病気・ケガをされた                   |   |                              |      |      |
| 入院をされた                      | → | 入院給付金とは                      | ………  | P.22 |
| 手術を受けられた                    | → | 手術給付金とは                      | ………  | P.27 |
| ガンと診断された、その後のガン治療を受けられた     | → | ガン治療サポート給付金とは                | ………  | P.31 |
| 病気・ケガで入院後、退院をされた            | → | 退院給付金とは                      | ………  | P.32 |
| 「ガン」・「急性心筋梗塞」・「脳卒中」を発病された   | → | 特定疾病をお支払い事由とする保険金とは          | P.12 |      |
| 病気が原因で障がい状態になられた            | → | 疾病障がい状態をお支払い事由とする保険金とは       | P.15 |      |
| 不慮の事故が原因で障がい状態になられた         | → | 不慮の事故による障がい状態をお支払い事由とする保険金とは | P.17 |      |
|                             | → | 障がい給付金とは                     | ………  | P.35 |
| 骨折・関節脱臼・腱の断裂・靱帯の断裂で治療を受けられた | → | 特定損傷給付金とは                    | ………  | P.34 |
| 先進医療による療養を受けられた             | → | 先進医療給付金・先進医療サポート給付金とは        | ………  | P.36 |

保険金・給付金のご請求手続きについて

|                            |          |
|----------------------------|----------|
| 保険金・給付金の請求をしたい             |          |
| 保険金・給付金のご請求手続きについて         | ……… P.3  |
| 保険金・給付金をもれなくご請求いただくために     | ……… P.37 |
| その他、ご請求・お支払いについて           |          |
| 告知義務違反による解除について            | ……… P.40 |
| 保険金・給付金をお支払いできないその他の場合について | ……… P.41 |